

# 令和3年度 和歌山県中小企業融資制度の改正点

## 経営改善に取り組む事業者への支援

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が、金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善等に取り組む場合に活用できる**新たな資金枠を創設**  
(国が創設する新たな保証制度を活用)

### 改正内容

資金・枠	融資上限	融資期間	利率
経営支援資金 <b>伴走支援枠 (新設)</b>	4,000万円	10年以内 (据置5年以内)	1.2%以内
	要件		保証料率
<ul style="list-style-type: none"> <li>・売上が前年同期比で▲15%</li> <li>・金融機関が継続的な支援をすること</li> <li>・セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けていること</li> <li>・今後取り組む事項を策定すること</li> </ul>			<b>0.2%</b> <small>【保証料率0.85%に対して国が保証料の一部を補助】</small>

- ② 中小企業再生支援協議会や経営サポート会議の支援を受け、事業再生に取り組む事業者を支えるため、**資金繰り安定資金(再生計画枠)を拡充(据置期間の延長・保証料の減免)**  
(国が拡充する保証制度を活用)

### 改正内容

資金・枠	改正前	改正後
資金繰り安定資金 再生計画枠	据置1年以内	<b>据置5年以内</b>
	保証料率0.5% 又は0.7%	<b>保証料率0.2%</b> <small>【国が保証料の一部を補助】</small>

## 融資期間の延長 (月々の返済負担軽減)

- ③ 新型コロナウイルス感染症による不況が長期化する恐れがある中、月々の返済負担の軽減と事業者の不安を和らげるため、**経営支援資金(一般枠)の融資期間を延長**

### 改正内容

資金・枠	期間
経営支援資金 一般枠	<b>運転 7年以内</b>

➔

<b>運転 10年以内</b>
---------------------

## 防災・減災対策の促進 (国連動)

- ④ 防災・減災に取り組むため、事業継続力強化計画の認定を受けた事業者を、**安全・安心推進資金の対象に拡充**

### 改正内容

資金・枠	融資対象
安全・安心推進資金 防災対策推進枠	<b>8. 企業防災計画、事業継続計画(BCP)の策定、事業継続力強化計画の策定・実施</b>

## 事業承継の更なる促進 (国連動)

- ⑤ 事業承継の更なる促進のため、既存の事業承継支援資金(承継特別支援枠)とは**別枠で、借換資金として利用可能な新たな資金枠を創設**  
(国が拡充した保証制度を活用)

### 改正内容

資金・枠	融資対象
事業承継支援資金 <b>経営承継借換枠 (新設)</b>	3年以内に事業承継を予定する方で、事業承継円滑化法に基づく <b>知事の認定</b> を受け、 <b>一定の財務要件</b> を満たす方 <b>返済資金8,000万円</b> (無担保)、保証人不要

※承継特別支援枠(令和2年4月創設)

融資対象は、3年以内に事業承継を予定又は事業承継して3年以内で一定の財務要件を満たす方。融資限度額は、運転・設備・返済資金あわせて2億8,000万円(保証人不要)